

○かほく市交際費の支出基準及び公開に関する要綱

平成16年11月30日

告示第212号

(趣旨)

第1条 この告示は、かほく市交際費(以下「交際費」という。)の適正かつ公正な支出を図るため、支出基準及び公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(表意者)

第2条 表意者は、市長及び副市長とする。これら以外の者については、その職務上特に必要と認められる場合に限り、市長と協議のうえ支出できるものとする。

(支出基準)

第3条 交際費の支出は、次の各号に掲げる経費について、当該各号の基準に従い、これを支出するものとする。

(1) 懇談会費 民間有識者や各種団体との意見交換や情報収集を目的として開催される会合等の飲食に要する経費であって、参加者1名につき10,000円を限度額とする。

(2) 会費 次に定める区分における金額とする。

ア 所属する団体等において年会費等として要する経費 当該団体等において定める額

イ 団体等の懇親会等への参加に要する経費

① 当該懇親会等において会費の額が定められているとき 当該会費の額

② 当該懇親会等において会費の額が定められていないとき 懇親会等の目的、形式、場所等を考慮した金品とし、1名につき限度額20,000円

(3) 祝金、祝品及び記念品 1件につき20,000円を限度額とする。

(4) 見舞(金、品) 公職者等への病気等及び火事等の災害に対する見舞(金、品)であって、1件につき10,000円を限度とする。

(5) 香典(金、生花) 公職者等が死亡した場合の香典(金、生花)であって、香典金については1件につき20,000円を限度額とし、生花については社会通念上妥当と認められる範囲内での金額とする。

(6) その他 賛助、協賛金、激励金、贈答品等の購入に要する経費又は現金であって、1件につき30,000円を限度とする。

2 前項各号に定めるもの以外への支出及び限度額を超える支出を必要とする場合は、支出の目的、相手方、内容等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲内において決定しなければならない。

3 前項の規定による支出を行う場合は、当該支出に係る書類に合理的、客観的な事由を記した事由書を添付しなければならない。

(公開する内容)

第4条 交際費の公開は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出区分
- (2) 件数
- (3) 支出金額

(公開の時期)

第5条 交際費の公開は、毎月行うものとし、当月分を翌月の末日までに行うものとする。

(公開の方法)

第6条 交際費の公開は、その内容を総務部総務課において閲覧に供するとともに、かほく市のホームページに掲載する。

(見直し)

第7条 この告示は、交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めのない事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年12月1日から施行する。

附 則(平成19年3月13日告示第16号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 この告示の施行の際地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、第1条の規定による改正前のかほく市庁舎整備検討委員会委員選考委員会要綱第2条第3項、第2条の規定による改正前のかほく市交際費の支出基準及び公開に関する要綱第2条、第3条の規定による改正前のかほく市行政改革推進委員会委員選考委員会要綱第2条第3項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第2条の規定による改正前のかほく市交際費の支出基準及び

公開に関する要綱第2条中「助役」とあるのは「副市長」とする。

附 則(平成19年3月20日告示第24号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年 1 月 24 日告示第 5 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。